（資料の提出その他の協力）

第二十条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2　本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（特定複合観光施設区域整備推進会議）

第二十一条　本部に、特定複合観光施設区域整備推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2　推進会議は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

3　推進会議は、特定複合観光施設区域の整備の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議し、本部長に意見を述べるものとする。

4　推進会議は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

5　本部長は、第三項の規定による意見に基づき措置を講じたときは、その旨を推進会議に通知しなければならない。

（事務局）

第二十二条　本部の事務を処理させるため、本部に、事務局を置く。

2　事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3　事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

（政令への委任）

第二十三条　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（見直し）

2　この法律の規定及び第五条の規定に基づく措置については、この法律の施行後五年以内を目途として、必要な見直しが行われるべきものとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一条（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は平成二十九年五月三十日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は平成二十九年三月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第一号から第三号までに掲げる規定の施行期日は、平成二十九年一月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年一月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　山本　有二

最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百八十七号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令

内閣は、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第四条の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第五条第三項及び第五項、第五条の二第一項、第十四条の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第十六条第二項、第五十二条、第五十三条並びに第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

最高裁判所裁判官国民審査法施行令目次及び題名を次のように改める。

政令第三百八十五号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）附則第一条（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は平成二十九年五月三十日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は平成二十九年三月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年一月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　山本　有二

最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百八十七号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令

内閣は、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第四条の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第五条第三項及び第五項、第五条の二第一項、第十四条の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第十六条第二項、第五十二条、第五十三条並びに第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

最高裁判所裁判官国民審査法施行令目次及び題名を次のように改める。